

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

草加八潮三郷線	路線名
八潮市大字鶴ヶ曾根字沖通九三三番五地先から 八潮市大字鶴ヶ曾根字上根通七五番一地先まで	供用開始の区間
平成三十年二月十三日	供用開始の期日
	備考